日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2014. 04. 23

No.14-034

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

第３章 第３－１

組合活動の中心を担ってきた者たちを なんとしてでも排除

この解雇そのものが不当労働行為である（二）

高裁 最終準備書面シリーズ １５

超過達成しても、機長の解雇対象は変えず

■JALは、９月２日の機長組合へ…、希望退職の実施にあたって、機長の人員削減目標を約１３０名と明示。

■１０月２２日まで…に、約１４０名の機長が希望退職に応じ、…必達目標の１３０名を１０名程上回った。

□４５歳の副操縦士８名をブランクスケジュールの対象者から外し、解雇対象から外した。

■１１月９日の時点では更に１０名の応募があり、（機長の）希望退職応募者が合計で１５０名に達した。

□１５名の副操縦士を解雇の対象外とした。

■１２月９日時点までには機長の希望退職応募者はさらに増加し、合計１５１名に達していた。

□またもや４名の副操縦士を解雇対象から外した。

JALは、１３０名を超過して希望退職に応募した機長の削減人数分を、３度にわたって、副操縦士を解雇の対象者から外すことに振り向けたのである。

そして、JALは…、機長の希望退職者数が１５４名に達していたにもかかわらず、１２月３１日に１８名の機長の解雇を強行。

地裁で突然“年齢基準で「まず機長から人選する」”と

JALの小田陳述書は、機長組合に対して１３０名の必達目標を明示して交渉に当たってきた経緯に一切触れていない。
そして、機長１８名の解雇を強行した理由については、「年齢基準により対象者となる５８名については、まず機長から人選しております。そして、年齢の上の機長から解雇を行った場合に、全機種で運航維持が可能となる最大限の人数は８名でした。そのため、年齢基準により解雇対象となる機長は８名になりました。」と述べる。

しかし、JALが示した整理解雇基準や機長組合との交渉の経過で、整理解雇において、年齢基準で「まず機長から人選する」という説明がなされたことは一切ない。

年齢で解雇された機長８名の中に
どんなことがあっても解雇したい対象者が含まれていた

このように全く説明がなされなかった基準を敢えて最後に適用したことは、JALの明確な意図に基づくものであり、解雇対象者の選定が恣意的に行われたことを

示している。JALは、年齢で解雇された機長８名の中にどんなことがあっても解雇したい対象者が含まれていたことを認めているのである。

いずれも組合活動の中心を担ってきたもの

　年齢基準で解雇された機長たちは、…いずれも乗員組合在籍中から組合活動の中心を担ってきたものである。

乗員組合の委員長経験者が３名、
機長組合の委員長経験者が１名いる。

　〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇（日乗連議長）らは、乗員組合の活動の中心を担ってきた者たちであり、…争議権を背景に交渉する組合活動や航空連への加盟をめざしてきた。

　航空連への加盟実現後、主要な役職を担う控訴人〇〇〇らをJALは嫌悪していた。これらの者はいずれも更生手続開始決定時においては、機長組合の三役または執行委員であった。

　控訴人〇〇〇は…日乗連の役員として、JAL子会社の航空会社の労働組合の交渉にも出席していた。

　…このように運航乗務員の組合はJALに対して物を言う組合として継続されてきた。

　付言すれば、傷病基準の機長についても、…現役の安全会議議長であった〇〇〇、日乗連の身体検査問題おける責任者であった〇〇〇、乗員組合時代には組合執行委員や専門部員として勤務裁判の中心を担い、航空連事務局次長であった〇〇〇をはじめ、いずれも年齢基準で解雇された機長の組合活動における後継者として活動してきた者が含まれる。

　それらの者を解雇することは機長組合の弱体化につながるものである。

機長解雇は不当労働行為であり無効である

こうした経過に照らしても、JALが、従前の控訴人機長らによる組合活動、特に争議権行使に道筋を付けようとしたり、物言う組合との連携を牽引したりする活動を嫌悪して、これらの者を排除しようとしてあえて解雇に至ったものであることが明らかである。

このような行為は、組合員に対する不利益取り扱い（労働組合法７条１号）、および支配介入（労働組合法７条３号）の不当労働行為である。

労組法第７条の不当労働行為禁止規定は、私法上の強行法規でもあるから、同法に違反する解雇は当然に無効である（医療法人新光会事件最判昭和４３年４月９日など）。

よって、本件解雇は、不当労働行為である点においても無効である。

■タイトルは、世話人による

■理解しやすくするために「原判決」を「地裁判決」に、「原審」を「地裁」に、「被控訴人」を「JAL」に置き換えました

■**「控訴人」は地裁における「原告」です**

2014 年度カンパ、スタート

４年目のご支援
皆様の取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

５ 月 19日（月）
不当労働行為裁判 結審
東京地裁527 号法廷
13 時10 分より

６ 月　3日（火）　（5月15日より変更となりました）
控訴審　客室乗務員 判決
東京高裁101 号法廷
15 時00 分より

６ 月 5日（木）
控訴審　運航乗務員 判決
東京高裁101 号法廷
13 時30 分より